

薬生発 1 1 3 0 第 1 号
平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日

各 地 方 厚 生 局 長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医薬品等及び毒劇物輸入監視要領について

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品並びに毒物及び劇物の輸入監視については、無許可、無登録品又は不良品等が違法に国内に流入することを未然に防ぎ、もって国民の保健衛生上の危害を防止することを目的として、「医薬品等及び毒劇物輸入監視要領について」(平成 2 6 年 1 1 月 1 7 日付け薬食発 1 1 1 7 第 1 5 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「旧通知」という。)により実施されているところであるが、今般、輸入手続に関して一部変更を行うため、別添のとおり「医薬品等及び毒劇物輸入監視要領」を定め、平成 2 8 年 1 月 1 日から実施することとしたので通知する。

また、本件の実施における「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱要領」については、別添参考のとおり財務省関税局長宛て通知済みであることを申し添える。

なお、本通知の実施に伴い、旧通知は廃止する。

薬生発 1 1 3 0 第 3 号
平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医薬品等及び毒劇物輸入監視要領について

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）並びに毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の輸入監視については、無許可、無登録品又は不良品等が違法に国内に流入することを未然に防ぎ、もって国民の保健衛生上の危害を防止することを目的として、「医薬品等及び毒劇物輸入監視要領について」（平成 2 6 年 1 1 月 1 7 日付け薬食発 1 1 1 7 第 1 7 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「旧通知」という。）により実施されているところであるが、今般、輸入手続きに関して一部変更を行うため、別添のとおり「医薬品等及び毒劇物輸入監視要領」を定め、平成 2 8 年 1 月 1 日から実施することとしたので通知する。

また、本件の実施における「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱要領」については、別添参考のとおり財務省関税局長宛て通知済みであることを申し添える。

なお、本通知の実施に伴い、旧通知は廃止する。

医薬品等及び毒劇物輸入監視要領

1 監視の目的

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。)又は毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号。以下「毒劇法」という。)の規定により、輸入される医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品並びに毒物及び劇物の確認を通関前に行い、無許可、無登録品又は不良品等が違法に国内に流入することを未然に防ぎ、もって国民の保健衛生上の危害を防止することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 本要領で「医薬品」とは、医薬品医療機器等法第 2 条第 1 項に規定する医薬品(体外診断用医薬品を除く。)をいう。ただし、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。

(例) 抗生物質製剤、抗悪性腫瘍剤、解熱鎮痛剤、下剤等

- (2) 本要領で「医薬部外品」とは、医薬品医療機器等法第 2 条第 2 項に規定する医薬部外品をいう。ただし、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。

(例) 口中清涼剤、腋臭防止剤等

- (3) 本要領で「化粧品」とは、医薬品医療機器等法第 2 条第 3 項に規定する化粧品をいう。

(例) 香水、口紅、パック、ファンデーション等

- (4) 本要領で「医療機器」とは、医薬品医療機器等法第 2 条第 4 項に規定する医療機器をいう。ただし、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。

(例) 手術台、聴診器、体温計、注射筒等

- (5) 本要領で「再生医療等製品」とは、医薬品医療機器等法第 2 条第 9 項に規定する再生医療等製品をいう。ただし、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。

- (6) 本要領で「体外診断用医薬品」とは、医薬品医療機器等法第 2 条第 14 項に規定する体外診断用医薬品をいう。ただし、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。

- (7) 本要領で「医薬品等」とは、上記(1)から(6)に掲げるものをいう。

- (8) 本要領で「毒物」とは、毒劇法別表第 1 に掲げる物であって、医薬品、医薬部外品及び体外診断用医薬品以外のものをいう。

(例) 黄燐、シアン化ナトリウム、水銀、砒素等

- (9) 本要領で「劇物」とは、毒劇法別表第 2 に掲げる物であって、医薬品、医薬部外品及び体外診断用医薬品以外のものをいう。

(例) アンモニア、塩化水素、四塩化炭素、硫酸等

- (10) 本要領で「毒劇物」とは、上記(8)及び(9)に掲げるものをいう。

- (11) 本要領で「製造販売業者」とは、医薬品医療機器等法第 12 条、第 23 条の 2 及び第 23 条の 20 に基づき、医薬品等の種類に応じ、それぞれ定められた厚生労働大臣の許可を受けた者をいう。

- (12) 本要領で「製造業者」とは、医薬品医療機器等法第13条及び第23条の22に基づき、医薬品等(医療機器及び体外診断用医薬品を除く。)の製造業の許可を受けた者並びに同法第23条の2の3に基づき医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録を受けた者をいう。
- (13) 本要領で「輸入者」とは、医薬品等又は毒劇物を輸入しようとする者をいう。
- (14) 本要領で「輸入業者」とは、毒劇法第4条に基づき、毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者をいう。
- (15) 本要領で「通関取扱要領」とは、「医薬品医療機器等法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱要領」(平成27年11月30日付け薬生発1130第2号財務省関税局長宛て厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「医薬品等及び毒劇物輸入監視協力方依頼について」の別添)をいう。
- (16) 本要領で「臨床試験」とは、我が国においてまだ製造販売の承認又は認証(以下「承認等」という。)を受けていない医薬品等を開発又は研究するために当該医薬品等の人体への効果、副作用等を臨床的に調査する試験をいう。
- (17) 本要領で「治験」(ただし、体外診断用医薬品にあつては「臨床性能試験」とする。以下同じ。)とは、臨床試験のうち、製造販売の承認申請に必要な試験成績に関する資料の収集を目的とする試験をいう。
- (18) 本要領で「治験計画届書」とは、医薬品医療機器等法第80条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣に届け出ることとされているものをいう。

3 監視対象

監視対象は、外国から本邦に到着し、保税地域(関税法第30条第1項各号に掲げるもの及び同法第86条第1項の規定により留置されたものにあつては、保税地域以外の場所を含む。)に蔵置された医薬品等及び毒劇物で通関前のもの並びに本邦に未到着の医薬品等及び毒劇物で航空貨物運送状(AWB)又は船荷証券(B/L)が発行されているものとする。

ただし、陸揚げされ、保税地域に蔵置された後、通関することなく外国に輸送される医薬品等及び毒劇物については、国内に流入するものではないことから、本要領に基づく確認は不要とする。

4 担当地方厚生局、担当薬事監視専門官及び監視範囲

(1) 関東信越厚生局

関東信越厚生局薬事監視専門官

函館税関、東京税関及び横浜税関で通関されるもの

(2) 近畿厚生局

近畿厚生局薬事監視専門官

名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関で通関されるもの

(3) 九州厚生局沖縄麻薬取締支所

九州厚生局沖縄麻薬取締支所薬事監視専門官

沖縄地区税関で通関されるもの

なお、(1)から(3)までに掲げるもののほか、到着する税関等により適宜他の地方厚生局薬事監視専門官に業務を行わせる場合がある。また、薬事監視専門官に代えて、薬事監視員又は毒物劇物監視員に業務を行わせる場合がある。

5 監視事項

3で監視対象となる医薬品等又は毒劇物につき次に掲げる確認を行った結果、医薬品医療機器等法又は毒劇法に違反すると認められるものについては、医薬品医療機器

等法第 70 条に基づき輸入者に廃棄、積戻し等の措置をとらせるとともに、必要がある場合は、税関及び厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長に通報し、その指示を受けることとする。

- (1) 医薬品医療機器等法第 55 条第 2 項(第 60 条、第 62 条、第 64 条及び第 65 条の 5 において準用する場合を含む。)、第 56 条(第 60 条及び第 62 条において準用する場合を含む。)、第 57 条(第 60 条、第 62 条及び第 65 条の 5 において準用する場合を含む。)、第 65 条、第 65 条の 6 及び第 68 条の 20 の規定に違反するか否かの確認
- (2) 毒劇法第 3 条第 2 項、第 3 条の 2 第 2 項及び第 9 条の規定に違反するか否かの確認
- (3) 毒劇法第 11 条、第 16 条及び第 16 条の 2 の規定に違反するか否かの確認

6 地方厚生局薬事監視専門官の業務

地方厚生局薬事監視専門官の業務は次のとおりとする。

- (1) 5 (1)に規定する確認

イ 通関前に輸入者に次の書類を提出させ、行うこと。

- (イ) 承認等を受けていない医薬品等(臨床試験の対象となる医薬品等の他、併用薬、臨床試験の際の検査等のために使用する医薬品等(採血管、体外診断用医薬品等)を含む。)を臨床試験に使用する目的で輸入する場合(治験計画届書が提出されている場合を除く。)

- a 企業(治験依頼者)が主体となって実施する治験に使用するために自ら輸入する場合

- (a) 輸入報告書(別紙第 1 号様式) 2 部

- (b) 輸入品目の臨床試験計画書(ただし、体外診断用医薬品にあっては「臨床性能試験計画書」とする。以下同じ。)(別紙第 2 号様式) 1 部

複数の治験に使用する目的で一括して輸入する場合は、臨床試験計画書に代えて輸入数量の算出根拠等を示した臨床試験計画見込書(別紙参考様式 1)(ただし、体外診断用医薬品にあっては「臨床性能試験計画見込書」とする。以下同じ。)を添付させること。また、分割して輸入する場合には、輸入経過表(別紙参考様式 2)を提出させること。

なお、輸入したものの治験に着手しないこととなった時点、治験計画届書を提出した時点及び治験の中止又は終了の時点において、受領印が付された治験計画届書(写)等を添付の上で、報告を行わせること。

- (c) 仕入書(invoice)(写) 1 部

提出できない場合は、これに代わる書類。以下同じ。

- (d) 航空貨物運送状(AWB)(写)又は船荷証券(B/L)(写) 1 部

国際郵便の場合は、税関が輸入者に発出する「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」(写)。以下同じ。

- b 企業が医薬品等の品質の確認、治験用である旨の表示等(以下「表示等」という。)を行う必要があるため、当該企業が輸入し、表示等を行った上、治験を主体となって実施する別の企業(治験依頼者)に供給する場合

- (a) 輸入報告書(別紙第 1 号様式) 2 部

輸入及び表示等を行う企業が作成したもの。

- (b) 輸入品目の臨床試験計画書(別紙第 2 号様式) 1 部

治験依頼者が作成したもの。複数の治験に使用する目的で一括して輸入する場合は、臨床試験計画書に代えて輸入数量の算出根拠等を示した臨床

試験計画見込書(別紙参考様式1)を添付させること。また、分割して輸入する場合には、輸入経過表(別紙参考様式2)を提出させること。

なお、輸入したものの治験に着手しないこととなった時点、治験計画届書を提出した時点及び治験の中止又は終了の時点において、受領印が付された治験計画届書(写)等を添付の上で、治験依頼者に報告を行わせること。

- (c) 輸入及び表示等を行う企業と治験依頼者との委受託契約書(写) 1部

輸入する企業が表示等を行う必要性が確認できるもの。

- (d) 仕入書(invoice)(写) 1部

- (e) 航空貨物運送状(AWB)(写)又は船荷証券(B/L)(写) 1部

- c 医師又は歯科医師が主体となって実施する臨床試験に使用するために自ら輸入する場合(人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)に基づき、臨床試験情報が公開されているデータベース(国立大学附属病院長会議、財団法人日本医薬情報センター及び社団法人日本医師会が設置したものに限る。以下「臨床試験データベース」という。)に臨床試験情報が登録されている場合を除く。)

- (a) 輸入報告書(別紙第1号様式) 2部

- (b) 輸入品目の臨床試験計画書(別紙第2号様式) 1部

複数の臨床試験に使用する目的で一括して輸入する場合は、臨床試験計画書に代えて輸入数量の算出根拠等を示した臨床試験計画見込書(別紙参考様式1)を添付させること。また、分割して輸入する場合には、輸入経過表(別紙参考様式2)を提出させること。

なお、輸入したものの臨床試験に着手しないこととなった時点、治験計画届書を提出した時点及び臨床試験計画の中止又は終了の時点で報告を行わせること。また、治験計画届書を提出した場合には、受領印が付された治験計画届書(写)等を添付の上で、報告を行わせること。

- (c) 臨床試験を実施する機関の倫理審査委員会又は治験審査委員会の承認を得たことを証明する書類(写) 1部

- (d) 仕入書(invoice)(写) 1部

- (e) 航空貨物運送状(AWB)(写)又は船荷証券(B/L)(写) 1部

- d 企業が医薬品等の表示等を行う必要があるため、当該企業が輸入し、表示等を行った上、臨床試験を主体となって実施する医師又は歯科医師に供給する場合

- (a) 輸入報告書(別紙第1号様式) 2部

輸入及び表示等を行う企業が作成したもの。

- (b) 輸入品目の臨床試験計画書(別紙第2号様式) 1部

医師又は歯科医師が作成したもの。複数の臨床試験に使用する目的で一括して輸入する場合は、臨床試験計画書に代えて輸入数量の算出根拠等を示した臨床試験計画見込書(別紙参考様式1)を添付させること。また、分割して輸入する場合には、輸入経過表(別紙参考様式2)を提出させること。

なお、輸入したものの臨床試験に着手しないこととなった時点、治験計画届書を提出した時点及び臨床試験計画の中止又は終了の時点で報告を行わせること。また、治験計画届書を提出した場合には、受領印が付された治験計画届書(写)等を添付の上で、報告を行わせること。

- (c) 臨床試験を実施する機関の倫理審査委員会又は治験審査委員会の承認を

- 得たことを証明する書類(写) 1部
- (d) 輸入及び表示等を行う企業と医師又は歯科医師との委受託契約書(写)
1部
企業が表示等を行う必要性が確認できるもの。
- (e) 表示等を行う企業が輸入することに係る医師又は歯科医師の委任状(写)
1部
- (f) 仕入書(invoice)(写) 1部
- (g) 航空貨物運送状(AWB)(写)又は船荷証券(B/L)(写) 1部
- (v) 治験(既に治験計画届書が提出されているもの)の際の検査等のために使用する、承認等を受けていない医薬品等(併用薬、採血管、体外診断用医薬品等。治験の対象となる医薬品等を除く。)について、企業が当該医薬品等の表示等を行う必要があるため、当該企業が輸入し、表示等を行った上、治験を主体となって実施する別の企業(治験依頼者)に供給する場合
- a 輸入報告書(別紙第1号様式) 2部
輸入及び表示等を行う企業が作成したもの。
- b 受領印が付された治験計画届書(写) 1部
治験依頼者が作成したもの。治験に使用する医薬品等の名称(販売名、成分名等)、数量、使用目的並びに表示等を行う企業の名称及び住所の記載があるもの。また、分割して輸入する場合には、輸入経過表(別紙参考様式2)を提出させること。
- c 仕入書(invoice)(写) 1部
- d 航空貨物運送状(AWB)(写)又は船荷証券(B/L)(写) 1部
- (h) 試験研究等に使用する目的の場合
- a 試験研究(品質試験、薬理試験、製剤化試験等)用の場合
(製造販売承認又は認証を申請済みの医薬品等を除く。)
- (a) 輸入報告書(別紙第1号様式) 2部
- (b) 輸入品目の試験研究計画書(別紙第3号様式) 1部
医師、大学又は試験研究機関の研究者等が輸入する場合にはこれに加えて医師等の免許証(写)又は在職証明書を提出させること。
また、試験研究を外部委託する場合は、委託先との委受託関係が分かる資料を提出させること。
- (c) 仕入書(invoice)(写) 1部
- (d) 航空貨物運送状(AWB)(写)又は船荷証券(B/L)(写) 1部
- b 社内見本用(輸入者自身が商品価値等を判断するためのものであり、たとえ無償といえども第三者に配布することを目的としないものをいう。以下同じ。)の場合(製造販売承認又は認証を申請済みの医薬品等、又は医薬部外品又は化粧品の製造販売業者又は製造業者が、社内見本用として、それぞれ通関取扱要領第2の1(6)「このほかの事例」ニ(v)及びホ(v)で定める数量の範囲内の医薬部外品又は化粧品の輸入する場合を除く。)
- (a) 輸入報告書(別紙第1号様式) 2部
- (b) 輸入品目の試験研究計画書(別紙第3号様式) 1部
輸入数量が1つの場合には、試験研究計画書に代えて商品説明書(別紙第5号様式。なお、品名等からその内容を容易に判断できるものについては、販売業者等の商品説明書、パンフレット等の写しに代えることができ

る。)でも可。

(c) 仕入書(invoice)(写) 1部

(d) 航空貨物運送状(AWB)(写)又は船荷証券(B/L)(写) 1部

(ニ) 展示用(学会、公的機関等が主催又は後援する展示会等で、学術研究の向上、発展、科学技術又は産業の振興等を目的として医薬品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品を展示するもの、又は民間企業等が主催する見本市に広告宣伝を目的としない医薬部外品又は化粧品を展示するものをいう。)の場合

a 輸入報告書(別紙第1号様式) 2部

b 輸入品目の商品説明書(別紙第5号様式) 1部

c 仕入書(invoice)(写) 1部

d 展示主催者からの出展要請書(別紙参考様式3) 1部

輸入者が展示主催者である場合は、当該展示会等の概要が分かる資料 1部

e 航空貨物運送状(AWB)(写)又は船荷証券(B/L)(写) 1部

(ホ) 個人用(以下①から④)の場合

①「数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とするもの」「数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品の追加について」(平成22年3月19日付け薬食監麻発0319第4号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知)の別添。以下同じ。)に該当するもの

②輸入者自身が個人的に使用することが明らかな数量(通関取扱要領第2の1(6)ヌで定める数量)を超えるもの

③医家向けの医療機器(医療従事者ではない個人が、家庭用(家庭で自己が使用するもの)として使用するもの)

④個人使用の目的であっても、輸入貨物の宛先が会社や団体等自宅以外になっているもの若しくは送付状に会社名や団体名等が記載されているもの

a 輸入報告書(別紙第1号様式) 2部

b 輸入品目の商品説明書(医薬品の場合は別紙第4号様式、その他の場合は別紙第5号様式) 1部

c 医師からの処方箋又は指示書(写) 1部

上記①から④のうち、④のみに該当する場合は提出を不要とする。

d 仕入書(invoice)(写) 1部

e 航空貨物運送状(AWB)又は船荷証券(B/L)(写) 1部

f その他、輸入にあたって厚生労働省への登録を必要とする医薬品等については、その定める文書 1部

上記④に該当する場合は、理由書(別紙参考様式4)も提出させること。

(ヘ) 医療従事者個人用(治療上緊急性があり、国内に代替品が流通していない場合であって、輸入した医療従事者が自己の責任のもと、自己の患者の診断又は治療に供することを目的とするものをいう。医師又は歯科医師が個人輸入する医療機器(内臓機能代用器(心臓ペースメーカー、人工心臓、人工肺、人工腎臓、人工血管等)を除く。)については3セットを超えるものをいう。獣医師が自己の責任のもと、自己のみる動物の診断又は治療に供することを目的としてヒト用の医薬品等を輸入する場合もこれに準じて取り扱う。)の場合

a 輸入報告書(別紙第1号様式) 2部

b 輸入品目の商品説明書(医薬品の場合は別紙第4号様式、その他の場合は別

紙第 5 号様式) 1 部

c 仕入書(invoice)(写) 1 部

d 医師等の免許証(写) 1 部

e 必要理由書(別紙参考様式 5) 1 部

治療上必要な理由の説明及び使用にあたって一切の責任を輸入した医療従事者が負う旨の誓約を記したもの。

f 航空貨物運送状(AWB)(写)又は船荷証券(B/L)(写) 1 部

g その他、輸入にあたって厚生労働省への登録を必要とする医薬品等については、その定める文書 1 部

(ト) 再輸入品・返送品用(先に輸入した外国製造製品を修理等の目的で外国に輸出(外国製造業者に返送)し、再輸入するもの若しくは先に輸出した自社製品が品質不良等の理由により輸出先から返送されてくるもので、製造販売業者若しくは製造業者以外の者が先に輸出した製品が輸出先から返送されてくるもの^注をいう。)の場合

a 輸入報告書(別紙第 1 号様式) 2 部

b 仕入書(invoice)(写) 1 部

c 航空貨物運送状(AWB)(写)又は船荷証券(B/L)(写) 1 部

d 輸出時の仕入書(写) 1 部

e 輸出時の航空貨物運送状(AWB)(写)又は船荷証券(B/L)(写) 1 部

f 輸出申告書(写) 1 部

(注)製造販売業者又は製造業者が、先に輸入した外国製造製品を修理等の目的で外国に輸出し、再輸入する場合又は先に輸出した自社製品が品質不良等の理由により輸出先から返送されてくる場合の取扱については、本通知「7 確認にあたっての留意事項」(3)ハ、通関取扱要領「第 2 税関における確認」1 (3)を確認されたい。

(フ) 自家消費(自社製品の原料として使用するもの及び承認等のある自社の医薬品等を製造するために使用するものをいう。「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 1 項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等」(平成 6 年厚生省告示第 104 号)の表に掲げる医薬品(以下「承認不要医薬品」という。)を除く。)の場合

a 輸入報告書(別紙第 1 号様式) 2 部

b 輸入品目の商品説明書(別紙第 5 号様式) 1 部

c 使用説明書(別紙参考様式 6) 1 部

商品名、使用場所、使用期間、使用数量、用途及び使用工程を記したもの。

d 医薬品等製造販売承認書(写)、医薬品等製造販売届書(写)又は医薬品等製造販売認証書(写) 1 部

医薬品等を製造する場合に提出させること。

e 仕入書(写) 1 部

f 航空貨物運送状(AWB)(写)又は船荷証券(B/L)(写) 1 部

(リ) その他、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長が、保健衛生上の観点等から、輸入することが特に必要と認める場合

a 輸入報告書(別紙第 1 号様式) 2 部

b 輸入品目の商品説明書(別紙第 5 号様式) 1 部

- c 仕入書(invoice)(写) 1部
- d 必要理由書 1部
- e 航空貨物運送状(AWB)(写)又は船荷証券(B/L)(写) 1部
- ロ 確認の結果、異状を認めない場合は、2部受理した輸入報告書のうち1部の厚生労働省確認欄に「厚生労働省確認済」の印を押し、官職及び氏名を記入した上、当該輸入報告書を輸入者に交付すること。
 なお、税関に対し説明を要する事項があれば、厚生労働省確認欄の特記事項として記載すること。
- (2) 5(2)及び(3)に規定する確認
- イ 通関前に輸入者に次の書類を提出させ、行うこと。
 - (イ) 試験研究(品質試験、薬理試験、製剤化試験等)の場合
 - a 輸入報告書(別紙第1号様式) 2部
 - b 輸入品目の試験研究計画書(別紙第3号様式) 1部
 医師並びに大学又は試験研究機関の研究者等が輸入する場合には、これに加えて医師等の免許証(写)又は在職証明書を提出させること。
 また、試験研究を外部委託する場合は、委託先との委受託関係が分かる資料を提出させること。
 - c 仕入書(invoice)(写) 1部
 - d 航空貨物運送状(AWB)(写)又は船荷証券(B/L)(写) 1部
 - (ロ) 個人用(輸入者自身が個人的に使用するものをいう。)の場合
 - a 輸入報告書(別紙第1号様式) 2部
 - b 輸入品目の商品説明書(別紙第5号様式) 1部
 - c 医師からの処方箋又は指示書(写) 1部
 - d 仕入書(invoice)(写) 1部
 - e 航空貨物運送状(AWB)又は船荷証券(B/L)(写) 1部
 個人使用の目的であっても、輸入貨物の宛先が会社や団体等自宅以外になっているもの、又は送付状に会社名や団体名等が記載されているものについては、理由書(別紙参考様式4)も提出させること。
 - (ハ) 医療従事者個人用(治療上緊急性があり、国内に代替品が流通していない場合であって、輸入した医療従事者が自己の責任のもと、自己の患者の診断又は治療に供することを目的とするものをいう。獣医師が自己の責任のもと、自己のみる動物の診断又は治療に供することを目的として輸入する場合もこれに準じて取り扱う。)の場合
 - a 輸入報告書(別紙第1号様式) 2部
 - b 輸入品目の商品説明書(別紙第5号様式) 1部
 - c 仕入書(invoice)(写) 1部
 - d 医師等の免許証(写) 1部
 - e 必要理由書(別紙参考様式5) 1部
 治療上必要な理由の説明及び使用にあたって一切の責任を輸入した医療従事者が負う旨の誓約を記したもの。
 - f 航空貨物運送状(AWB)(写)又は船荷証券(B/L)(写) 1部
 - (ニ) 再輸入品・返送品用(先に輸入した外国製造製品を品質不良等の理由により外国に返品し、再輸入するもの若しくは先に輸出した自社製品が品質不良等の理由により輸出先から返送されてくるもの、又は輸入業者以外の者が先に輸出

した製品が輸出先から返送されてくるものをいう。)の場合

- a 輸入報告書(別紙第1号様式) 2部
- b 仕入書(invoice)(写) 1部
- c 航空貨物運送状(AWB)(写)又は船荷証券(B/L)(写) 1部
- d 輸出時の仕入書(写) 1部
- e 輸出時の航空貨物運送状(AWB)(写)又は船荷証券(B/L)(写) 1部
- f 輸出申告書(写) 1部
- g 毒物劇物製造業等登録票(毒劇法施行規則別記 第3号様式)(写) 1部

登録品目書(品目登録済証)が添付されたもの。輸入者が毒劇法第3条に基づき毒劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けていない場合には、提出は不要とする。

(ホ) 自家消費用(自社製品の原料として使用するもの及び承認等のある自社の医薬品等を製造するために用いるものをいう。)の場合

- a 輸入報告書(別紙第1号様式) 2部
- b 輸入品目の商品説明書(別紙第5号様式) 1部
- c 使用説明書(別紙参考様式6) 1部
商品名、使用場所、使用期間、使用数量、用途及び使用工程を記したもの。
- d 医薬品等製造販売承認書(写)、医薬品等製造販売届書(写)又は医薬品等製造販売認証書(写) 1部
医薬品等を製造する場合に提出させること。
- e 仕入書(写) 1部
- f 航空貨物運送状(AWB)(写)又は船荷証券(B/L)(写) 1部

(ヘ) その他、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長が、保健衛生上の観点等から、輸入することが特に必要と認める場合

- a 輸入報告書(別紙第1号様式) 2部
- b 輸入品目の商品説明書(別紙第5号様式) 1部
- c 仕入書(invoice)(写) 1部
- d 必要理由書 1部
- e 航空貨物運送状(AWB)(写)又は船荷証券(B/L)(写) 1部

ロ 確認の結果、異状を認めない場合は、2部受理した輸入報告書のうち1部の厚生労働省確認欄に「厚生労働省確認済」の印を押し、官職及び氏名を記入した上、当該輸入報告書を輸入者に交付すること。

なお、税関に対し説明を要する事項があれば、厚生労働省確認欄の特記事項として記載すること。

(3) (1)及び(2)の規定により確認済みの輸入報告書の交付を受けた輸入者が、当初の目的とは別の目的に転用する場合

イ 輸入者に次の書類を提出させ、確認すること。

- (イ) 転用願書(別紙参考様式7) 2部
- (ロ) 確認済みの輸入報告書(写) 1部
- (ハ) 新しい使用目的に係る必要書類 1部

ロ 確認の結果、異状を認めない場合は、2部受領した転用願書のうち1部の余白部分に「厚生労働省確認済」の印を押し、官職及び氏名を記入した上、当該転用願書を届出者に交付すること。

7 確認にあたっての留意事項

- (1) 6の確認にあたり、特に必要があると認められる場合においては、追加で書類を提出させることを妨げるものではない。
- (2) 6の確認にあたり、輸入者において書類を提出することのできない特段の事情がある場合は、理由書等をもって、必要な書類に代えることを妨げるものではない。
- (3) 以下のものについては、原則として地方厚生局薬事監視専門官の6の確認が不要となっているが、輸入者が必要な書類を持ってきた場合には確認を行うこと。
- イ 医薬品医療機器等法第14条の承認、同法第14条の9の届出、同法第19条の2の承認、同法第23条の2の5の承認、同法第23条の2の12の届出、同法第23条の2の17の承認、同法第23条の2の23の認証、同法第23条の25の承認又は同法第23条の37の承認がなされたもの、当該承認又は認証申請中のもの、若しくは同法第80条の6の登録又は同法第80条の8の登録を受けたもの
 - ロ 医薬品医療機器等法施行規則第265条、第265条の2及び第265条の3の規定に基づき厚生労働大臣に届出を行い、確認を受けたもの
 - ハ 製造販売業者又は製造業者が、先に輸入した外国製造製品を修理等の目的で外国に輸出し、再輸入するもの又は先に輸出した自社製品が品質不良等の理由により輸出先から返送されてくるもの
 - ニ 医薬品医療機器等法第80条の2第2項の規定に基づき治験計画届書が提出されているもの
 - ホ 医師又は歯科医師が主体となって実施する臨床試験に使用するために自ら輸入するものであって、臨床試験データベースに臨床試験情報が登録されているもの
 - ヘ 薬品包装機械等の試験のために使用する医薬品等のサンプル
 - ト 医薬部外品の製造販売業者又は製造業者が、社内見本用として輸入する医薬部外品であって、通関取扱要領第2の1(6)このほかの事例ニ(ロ)で定める数量の範囲内のもの
 - チ 化粧品の製造販売業者又は製造業者が、社内見本用として輸入する化粧品であって、通関取扱要領第2の1(6)このほかの事例ホ(ロ)で定める数量の範囲内のもの
 - リ 承認不要医薬品
 - ヌ 自動車に搭載された救急セット内の医薬品等(自動車1台につき1セット)
 - ル 航空機に搭載された、又は搭載することを目的とする救急セット内の医薬品等
 - ヲ 「数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とするもの」に該当しない医薬品等であって、輸入者自身が個人的に使用することが明らかな数量(通関取扱要領第2の1(6)このほかの事例ヌで定める数量)の範囲内のもの
 - ワ 登録済みの毒劇物
 - カ 輸入業者が、先に輸入した毒劇物を品質不良等の理由により外国に返品し、再輸入するもの又は先に輸出した毒劇物が品質不良等の理由により輸出先から返送されてくるものであって、輸入業者が登録している製造所(営業所又は店舗)に送付されてきたもの
- (4) 臨床試験に使用する目的で医薬品等を輸入する場合、輸入数量はその臨床試験に必要な範囲の量でなければならないこと。
- (5) 税関から照会されたものについては、地方厚生局薬事監視専門官自らが確認を行い処理すること。
- なお、必要がある場合には、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長に通報し、その指示を受けること。

(6) 医療機器製造販売業者が臨床試験又は試験研究等に使用する目的の医療機器を6か月以内に3台までを分割して輸入する場合で、初回の仕入書(invoice)等に2回目以降のものが記載されているものについては、初回の輸入報告書(別紙第1号様式)提出時に2回目以降の輸入報告書も同時に提出できること。

(7) 6(1)イ(リ)及び6(2)イ(ハ)の場合における確認にあたっての留意事項については、個別に、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長から担当厚生局長あてに通知するので、輸入者から照会があった場合は、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課に相談させること。

8 地方厚生局薬事監視専門官のその他の業務

(1) 書類確認終了後、必要に応じ、医薬品医療機器等法第69条又は毒劇法第17条の規定により、蔵置場所に立入り、当該物件の検査を行い、不良の疑いがある場合は、試験のため必要量を収去し、試験に付すこと。

(2) 麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法及び覚せい剤取締法に抵触する疑いがある輸入品を発見した場合には、当該地区を管轄する地方厚生局麻薬取締部及び税関に連絡すること。

(3) 各地方厚生局は取り扱った医薬品等及び毒劇物について、別紙報告様式1及び2による月報及び年報を厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長あて提出すること(月報は翌月15日までに、年報は翌年度4月末までに提出すること)。

9 執務上の注意

(1) 地方厚生局薬事監視専門官は、医薬品等輸入監視の重要性に鑑み、厳正で、かつ公平に業務を行うこと。

(2) 業務の円滑な遂行を期するため、常に税関、都道府県その他関係機関と密接な連絡を保つこと。

(3) 確認業務、検査業務等事務処理は迅速に行い、理由なく遅延することのないよう心掛けること。

〔別紙第 1 号様式〕

※ () 輸 入 報 告 書

平成 年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

輸入者(受取人)氏名(法人に
あつては名称及び代表者の氏名) _____ 印
住所(法人にあつては主たる事務
所の所在地) _____
営業所等(貨物の送付先)の名称 _____
同所在地 _____
担当者名 _____ 電話() _____
E メール _____

品 名	数 量	業許可等の有無
		☐ ※()製造販売業 ☐ ※()製造業 ☐ 毒劇物輸入業
輸入の目的	①治験(企業)用、②臨床試験(医師)用、③試験研究・社内見本用、④展示用、 ⑤個人用、⑥医療従事者個人用、⑦再輸入品・返送品用、⑧自家消費用、 ⑨その他()	
誓 約 事 項	☐ 上記輸入の目的のために使用するもので、他に販売、貸与又は授与するものではありません。 ☐ (個人用又は医療従事者個人用の場合)厚生労働省ホームページの「個人輸入において注意すべき医薬品等について」を輸入前に確認し、輸入後も随時確認します。 ☐ (試験研究・社内見本用の場合)人又は人の診断の目的には使用しません。	
製 造 業 者 名 及 び 国 名		
輸 入 年 月 日	AWB、B/L等の番号	到着空港、到着港又は蔵置場所
備 考	(再輸入品・返送品用の場合)再輸入・返送に至った理由及び今後の措置について記載すること。	
厚生労働省 確 認 欄	特記事項 厚生労働省〇〇〇厚生局 薬事監視専門官 毒物劇物監視員 印	

(注) 1. ※()欄には、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品、毒物、劇物の別を記入すること。
2. この様式の大きさは日本工業規格A4とすること。

記 載 上 の 注 意

①日 付	・厚生労働省地方厚生局へ提出する年月日を記入すること。郵送等により提出する場合には、送付日を記載すること。
②輸 入 者 氏 名・住 所	・法人にあつては名称及び代表者の氏名並びに本社所在地を記入し、代表者印を押印すること。住所は都道府県名から記入すること。
③営業所等の名称・所在地	・医薬品等又は毒劇物が送付されてきた所の名称及び所在地を記入すること。
④担当者名、電話及びEメール	・輸入報告書作成責任者の氏名及び電話番号を記入すること。Eメールアドレスについて、臨床試験(医師)用、個人用及び医療従事者個人用の場合は必ず記入すること(Eメールアドレスを有していない場合を除く)。それ以外の場合は、できる限り記入すること。
⑤品 名 及 び 数 量	・仕入書(invoice)に記載されている名称及び数量を記入し、書ききれない場合はこれらの欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
⑥業 許 可 等 の 有 無	・医薬品等製造販売(製造)業許可、登録又は毒劇物輸入業登録を受けた者は、□内にチェックすること。
⑦輸 入 の 目 的	・該当する目的(①～⑨のいずれか1つ)に○印を付し、「⑨その他」の場合には具体的に記載すること。「再輸入品・返送品用」の場合は、備考欄に再輸入又は返送に至った理由及び今後の措置について記載すること。
⑧誓 約 事 項	・チェック項目を確認の上、□内にチェックすること。 ※ 厚生労働省ホームページの「個人輸入において注意すべき医薬品等について」には、海外製医薬品の副作用や偽造医薬品などの情報が掲載されている。
⑨製造業者名及び国名	・当該品を製造した製造業者名及びその国名を記入すること。 (例：厚生薬品株式会社(日本))
⑩輸 入 年 月 日	・日本に陸揚げされ、蔵置された年月日を記入すること(ただし、手荷物の場合は到着年月日、郵便物の場合は税関から届いた「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」(以下「到着通知はがき」という。)の通知年月日、未到着の場合は到着予定日を記入すること)。
⑪A W B、B / L 等の番号	・AWB又はB/Lの番号、到着通知はがきの通知番号、便名等を記入すること。
⑫到着空港、到着港又は蔵置場所	・当該品が到着した空港若しくは港又は保税蔵置されている場所の名称を記入すること。 (例：成田国際空港、関西国際空港、東京税関東京外郵出張所など)
⑬そ の 他	1. この報告書は必ず、正副2通作成すること。 2. 捨印は不要。 3. 誤って記入した場合は＝線を引き、その上段に正しく記入すること。 修正液での修正は不可。 訂正印は不要。(薬事監視専門官に訂正印を受けること。) 4. 別紙等を添付する場合、その大きさは日本工業規格A4とすること。

[別紙第2号様式]

臨床試験計画書

臨床試験依頼者名 及 び 所 在 地	㊞			
臨床試験用医薬品等 名 称	商品名			
	化学名，一般的名称又は本質等			
規 格				
用 途 (効能又は効果)				
臨床試験研究要旨				
実 施 期 間				
実施予定機関の名称 及び同所在地	診療科名	主任者氏名	交付数量	備 考

(注) 1. この用紙は承認等を受けていない医薬品等を臨床試験用の目的で輸入する場合に提出すること。
2. この様式の大きさは日本工業規格A4とすること。

記 載 上 の 注 意

①臨床試験依頼者名 及び所在地	・法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名並びに本社所在地を記入し、代表者印を押印すること。医師又は歯科医師の場合は、氏名、所属機関の名称及び所在地を記入し、捺印すること（多施設共同試験の場合は、代表者（輸入者）の氏名、所属機関の名称及び所在地を記入し、捺印すること）。
②商 品 名	・invoiceに記載されている名称を記入すること。
③化学名、一般的名称 又は本質等	・一般的名称を記入すること。
④規 格	・医薬品の剤形、医療機器若しくは体外診断用医薬品の原理及び構造の概略又は再生医療等製品の特性等を記入すること。
⑤用 途	・当該品の使用目的、効能・効果等を記入すること。
⑥臨床試験研究要旨	・臨床試験の目的を記入すること。 （例えば「有効性及び安全性を確認するための臨床試験」など。）
⑦実 施 期 間	・臨床試験を実施する期間を記入すること。
⑧実施予定機関の名称 及び所在地	・臨床試験実施予定機関名（病院名）及び所在地を記入すること（複数記載可）。
⑨診 療 科 名	・臨床試験を実施する診療科名を記入すること。
⑩主 任 者 氏 名	・臨床試験を実施する担当医師名を記入すること。
⑪交 付 数 量	・臨床試験実施機関に交付する数量を記入すること。
⑫そ の 他	・訂正箇所には、臨床試験依頼者の訂正印を押印すること。

[別紙第3号様式]

試験研究計画書

試験依頼者名 及び所在地	印
試験研究場所 名	
所在地	
主任者氏名	
品名等	商品名
	化学名，一般的名称又は本質等
用途 (効能又は効果)	
試験研究要旨	
備考	

(注) 1. この用紙は承認等を受けていない医薬品等又は毒劇物を試験研究・社内見本用の目的で輸入する場合に提出すること。
2. この様式の大きさは日本工業規格A4とすること。

記 載 上 の 注 意

①試験依頼者名及び所在地	・法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名並びに本社所在地を記入し、代表者印を押印すること。 ・医師、大学・試験研究機関の研究者等の場合は、氏名、所属機関の名称及び所在地を記入し、捺印すること。
②試験研究場所名称・所在地	・当該品の試験研究を行う場所の名称・所在地を記入すること。 (原則として、試験研究場所は自社又は公的機関である。) (外部委託する場合には、委託先との委受託関係がわかる資料を添付すること。)
③主任者氏名	・当該品を実際に試験研究する主任担当者の氏名及び役職を記入すること。
④商 品 名	・invoiceに記載されている名称を記入すること。
⑤化学名，一般的名称又は本質等	・一般的名称を記入すること。
⑥用 途	・当該品の使用目的、効能・効果等を記入すること。
⑦試験研究要旨	・できる限り詳細に試験研究内容を記入すること(「薬理試験」等の試験の種類、試験項目及び検体使用数量の内訳も記入すること)。
⑧備 考	・今後の方針等、参考となる事項があれば記入すること。
⑨そ の 他	1. 訂正箇所には、試験依頼者の訂正印を押印すること。 2. 試験研究場所が複数ある場合には、それぞれの試験研究計画書を作成すること。

〔別紙第 4 号様式〕

商 品 説 明 書
(個人・医療従事者用医薬品)

商 品 名	
化学名、一般的 名 称 又 は 本 質	①ヒアルロン酸、②ボツリヌス毒素、③アスコルビン酸、④歯牙漂白 剤、⑤ミノキシジル、⑥ベバシズマブ、⑦サリドマイド、⑧不活化ポ リオワクチン、⑨リドカイン、⑩メラトニン、⑪ヨウ化カリウム、 ⑫オセルタミビルリン酸塩、⑬シルデナフィル、⑭漢方、 ⑮その他()
用 途	①ガン治療、②強壮剤・ED 薬、③うつ・気分障害・不眠治療、 ④栄養補充、⑤美容、⑥痩身効果、⑦避妊、⑧アレルギー治療、 ⑨育毛、⑩ワクチン、⑪皮膚麻酔、⑫眼科治療、⑬歯科治療、 ⑭特定疾病※治療、⑮震災関連、⑯動物の治療、 ⑰その他() ※特定疾病：介護保険法施行令第 2 条に規定する疾病(ガンを除く。)
具 体 的 な 用 途 (効能又は効果)	
規 格	

(注) 1. この用紙は承認等を受けていない医薬品を個人用又は医療従事者個人用の目的で輸入する場合に提出すること。
2. この様式の大きさは日本工業規格 A 4 とすること。

記 載 上 の 注 意

①商 品 名	・ invoice に記載されている名称を記入すること。
②化学名，一般的名称 又は本質	・ ①から⑮のいずれか1つ該当するものに○印を付し、「⑮その他」の 場合は一般的名称を記入すること。
③用 途	・ ①から⑰のいずれか1つ該当するものに○印を付し、「⑰その他」の 場合は用途を20文字以内で簡潔に記入すること。
④具 体 的 な 用 途	・ 当該品を輸入者が何のために使用するのかを具体的に記載すること。 ・ 当該品の一般的な効能・効果も記載すること。
⑤規 格	・ 当該品の剤形等を記載すること。（例：「300mg/カプセル、100 カプ セル/箱」、「100mg/タブレット、50 タブレット/ボトル」）
⑥そ の 他	・ 商品ごとに商品説明書を作成すること。 ・ 捨印は不要。

[別紙第 5 号様式]

商 品 説 明 書
(個人・医療従事者用医薬品以外)

商 品 名	
化学名、一般的 名 称 又 は 本 質	
用 途 (効 能 ・ 効 果)	
規 格	

(注) 1. この用紙は承認等を受けていない医薬品等を試験研究・社内見本用、展示用、個人用(医薬品を除く。)、医療従事者個人用(医薬品を除く。)、自家消費等等の目的で輸入する場合、及び毒劇物を試験研究・社内見本用、個人用、医療従事者個人用、自家消費等等の目的で輸入する場合に提出すること。
2. この様式の大きさは日本工業規格 A 4 とすること。

記 載 上 の 注 意

①商	品	名	・ invoice に記載されている名称を記入すること。
②化学名、一般的名称 又は本質			・ 一般的名称を記入すること。
③用		途	・ 当該品を輸入者が何のために使用するのかを具体的に記入すること。 ・ 当該品の使用目的、効能・効果等も記入すること。
④規		格	・ 当該品の剤形等を記載すること。(例：「300mg/カプセル、100 カプセル/箱」、「100mg/タブレット、50 タブレット/ボトル」) ・ 医療機器の場合は原理及び構造の概略等を記入すること。(例：「インプラント 直径 5mm 長さ 15mm」) ・ 再生医療等製品の場合は製品の特性等を記載すること。
⑤そ		の 他	・ 商品ごとに商品説明書を作成すること。 ・ 捨印は不要。

〔別紙参考様式1〕

臨床試験計画見込書

臨床試験依頼者名 及び所在地	㊞	
臨床試験用医薬品等 名称	商品名	
	化学名，一般的名称又は本質等	
数 量		
用 途 (効能又は効果)		
臨床試験研究要旨		
実 施 期 間		

- (注) 1. この用紙は承認等を受けていない医薬品等を複数の臨床試験に使用する目的で一括して輸入する場合に提出すること。
 2. 「数量」欄には、輸入する使用(総)数量(kg、錠、カプセル等)を記載すること。
 3. この様式の大きさは日本工業規格A4とすること。

[別紙参考様式 1 つづき (算出根拠の記載例)]

臨床試験薬 _____ の輸入数量の算出根拠

臨床試験薬 _____ は、 _____ の効能・効果を対象にして、下記のような臨床試験を国内で計画中です。予定交付数量は、各相の規模に応じて、1 例あたりの交付数量 (1 日投与量、予定投与期間)、1 施設あたりの目標症例数、予定施設数、厚生労働省提出用、識別不能性確認用、包装見本用、品質試験用、包装ロス量、予備量を記載しました。

下記の臨床試験及び臨床試験に係る目的以外には使用しません。

つきましては、本品の輸入手続に関し、よろしくお取り計らい願います。

臨床試験	第Ⅰ相		第Ⅱ相		第Ⅲ相	
含量	5mg	10mg	5mg	10mg	5mg	10mg
予定投与期間	7 日間		2 ヶ月		1 年	
投与方法	毎食後 経口		毎食後 経口		毎食後 経口	
交付数量	12	12				
1 例使用量	1	1				
1 施設の目標症例数	12	12				
予定施設数	1	1				
厚生労働省提出用	1	1				
識別不能性確認用	1	1				
包装見本用	1	1				
品質試験用	200	200				
包装ロス量	20	20				
予備量	15	15				
計	250	250				

合計 錠数 5mg 錠、 10mg 錠

輸入経過表(例 1)

交付先	回数	1 回目	2 回目	．．．	．．．
	交付 計画数量				
〇〇病院	1 0	3	2		
〇〇病院	1 0	2	3		
〇〇病院	1 0	2	3		
〇〇病院	1 0	3	3		
計	4 0	1 0	1 1		
(年月日・薬監番号)					
(厚生労働省確認印)					

輸入経過表(例 2)

試験項目	回数	1 回目	2 回目	．．．	．．．
	輸入 計画数量				
〇〇試験	3 0	1 0	5		
〇〇試験	1 5	1 0			
〇〇試験	1 5	5			
〇〇試験	2 0	5	5		
計	8 0	3 0	1 0		
(年月日・薬監番号)					
(厚生労働省確認印)					

出 展 要 請 書

平成 年 月 日

(出展者名) 殿

展示主催者名

代表者名

印

_____展示会への出展依頼

貴社より出展要請のありました下記(1)の医薬品医療機器等法未承認品については、当会で十分検討した結果、当会の趣意に合致していると判断致しましたので、下記(2)及び(3)を条件に標記展示会に出展をしていただきたく、ご依頼申し上げます。

記

(1) 出展依頼品目(注1)

(品名)

(数量)

(2) 出展場所及び期間

出展場所 : (出展会場名)

出展期間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(3) 出展条件(注2)

- ① 未承認品であり、販売、貸与、授与できない旨を明示すること。
- ② 予定される販売名は標ぼうしないこと。(ただし、学術展示は本条件の記載不要。)
- ③ 製造方法、効能効果、性能に関する標ぼうは精密かつ客観的に行われた実験のデータ等の事実に基づいたもの以外は行わないこと。(ただし、デザイン展等はこれらを標ぼうしてはならない。)
- ④ 関連資料等の配布は原則として行わないこと。
- ⑤ 展示終了後は、販売、貸与、授与せず、廃棄、返送等の適切な措置をとること。

(注1) 出展依頼品目が複数の場合は、列記すること。

(注2) 出展条件は、ガイドラインの主旨にそって展示会の種類により内容を決定し、不要な条件を削除して作成すること。

〔別紙参考様式4〕

理 由 書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

会社名 _____

住所 _____

代表取締役

代表者印

今般、当社宛になっている下記の品目については、当社とは全く関係がなく、
当社社員_____が自分自身で使用するために輸入したものに相違
ありません。

記

品名 : _____ 個

〔別紙参考様式5〕

必要理由書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

輸入者名

印

1. 治療上必要な理由

(国内で市販されている医薬品等又は毒劇物が使用できない理由、輸入される医薬品等又は毒劇物を使用しなくてはならない理由及び輸入される数量の必要性について記載すること。)

2. 医師の責任

(医師の責任のもとに使用され、一切の責任を医師が負う旨の記載をすること。)

〔別紙参考様式6〕

使 用 説 明 書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

輸入者名

印

今般、輸入報告書により報告致しました商品は下記のとおり、自家消費致します。

記

1. 商 品 名
2. 使用場所
3. 使用期間
4. 使用数量
5. 用 途
6. 使用工程

〔別紙参考様式7〕

転 用 願 書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住所
氏名 印

先般、_____目的で輸入した下記の品目_____について
は、使用目的を_____用に変更したいので、届出を致します。

1. 品 名

2. 数 量

3. 製 造 番 号

4. 薬 監 証 明 年 月 日 平成 年 月 日

5. 薬 監 番 号 第 号

6. 転用に至る経緯(理由)

7. 添 付 資 料

〔別紙報告様式1〕

平成 年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局

監視指導・麻薬対策課長 様

〇〇厚生局薬事監視専門官

医薬品等及び毒劇物輸入監視状況について

標記について平成 年 月分(又は平成 年度分)を次のとおり報告します。

	薬監証明を発行したもの		備 考
	件 数	品 目 数	
医 薬 品			
医 薬 部 外 品			
化 粧 品			
医 療 機 器			
体外診断用医薬品			
再生医療等製品			
毒 物 劇 物			
合 計			

〔別紙報告様式2〕

平成 年 月分(又は平成 年度分)(〇〇厚生局)

1. 薬監証明輸入目的別内訳

	治験(企業)		臨床試験(医師)		試験・見本		展 示		個 人 用		医療従事者個人用		再輸入・返送		自 家 消 費		合 計	
	件数	品目数	件数	品目数	件数	品目数	件数	品目数	件数	品目数	件数	品目数	件数	品目数	件数	品目数	件数	品目数
医 薬 品																		
医薬部外品																		
化 粧 品																		
医療機器																		
体外診断用医薬品																		
再生医療等製品																		
毒物・劇物	—	—	—	—			—	—										
計																		

2. 薬監証明を発行したもののうち、厚生労働省への登録を必要とする医薬品等の内訳

	件数	品目数	備考
個人用			
医療従事者個人用			
合計			

※備考欄には品目と件数の内訳を記載すること。

3. 転用願書の受理件数

	件数	品目数
医薬品		
医薬部外品		
化粧品		
医療機器		
体外診断用医薬品		
再生医療等製品		
毒物・劇物		
合計		

4. 相談件数

件

5. 来訪者数(のべ)

名